鹿児島県公報

平成25年9月13日(金)第2940号



発 行 鹿 児 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 集総務部学事法制課 定例発行日 (每週火,金)

次 目

(※については例規集登載事項)

ページ

示

- ○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示
- ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定
- ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定
- ○遊漁規則の認可
- ○土地改良区の役員の就退任の届出
- ○公共測量の実施(4件)
- ○道路の区域の変更(3件)
- ○道路の供用の開始(3件)
- ○都市計画臨港地区の変更案の縦覧

- (森づくり推進課取扱い) 1
 - (介護福祉課取扱い) 2
 - (介護福祉課取扱い) 2
 - (水産振興課取扱い) 2
 - (農地整備課取扱い) 3
 - (監理課取扱い) 3
 - (道路維持課取扱い) 4
 - (道路維持課取扱い) 4
 - (都市計画課取扱い) 6
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉 サービス事業者の指定 (北薩地域振興局取扱い) 6

告 小

- ○平成25年度林業種苗生産事業者講習会開催公告
- ○落札者等の公告
- ○一般競争入札公告

- (森林経営課取扱い) 6
- (管財課取扱い) 7
- (かごしま県民交流センター取扱い) 8

選挙管理委員会告示

○直接請求の連署に必要な有権者の数(※)

(選挙管理委員会取扱い) 10

人 事 委 員 会 規 則

○委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(※)

(職員課取扱い) 11

収用委員会告示

○収用裁決申請事案に係る公示による通知

(収用委員会取扱い) 12

告

鹿児島県告示第977号

平成25年7月19日鹿児島県告示第812号(以下「告示第812号」という。)で告示した保安林 の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法(昭和26年 法律第249号) 第189条の規定により、その通知の内容を鹿屋市役所に掲示するとともに、その 要旨を告示する。

平成25年9月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不分明な者の氏名	通知	の要	ПП
	指定施業要件の変更予定保安材	変更に係る指定施業要件	
園田慶二	鹿屋市輝北町上百引字屋キ山5184番	告示第812号の変更に係	
牛谷ナツ子	鹿屋市輝北町上百引字風呂段村頭52	る指定施業要件のとお	
牛谷正美	鹿屋市輝北町上百引字風呂段村頭52	Ŋ	
平野留吉	鹿屋市輝北町上百引字池八重5400番	÷11	

鹿児島県告示第978号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成25年9月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事	業 所		* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	11. 12 m		
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	指定年月 日	サービスの種類
信愛訪問介護ス	姶良市脇元956	株式会社高岡医	宮崎市高岡町飯	辰元 圭子	平成25年	訪問介護
テーション	番地1	療サービス	田2089番地2		9月1日	
訪問介護ステー	薩摩川内市東郷	合同会社ライフ	薩摩川内市東郷	迫田イソ子	平成25年	訪問介護
ション華	町斧渕6418番地	ケア華	町斧渕6418番地		9月1日	
	2		2			

鹿児島県告示第979号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護 予防サービス事業者として指定した。

平成25年9月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業	業 所		申請者				
名称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	指定年月 日	サービスの種類	
信愛訪問介護ス	姶良市脇元956	株式会社高岡医	宮崎市高岡町飯	辰元 圭子	平成25年	介護予防	
テーション	番地1	療サービス	田2089番地2		9月1日	訪問介護	
訪問介護ステー	薩摩川内市東郷	合同会社ライフ	薩摩川内市東郷	迫田イソ子	平成25年	介護予防	
ション華	町斧渕6418番地	ケア華	町斧渕6418番地		9月1日	訪問介護	
	2		2			_	

鹿児島県告示第980号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第1項の規定により、次のとおり遊漁規則を認可した。

平成25年9月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

庶未惟有の有物及のE別並のに庶未惟の允計番方								
漁業権者の名称	漁業権者の住所	漁業権の免許番号						
広瀬川漁業協同組合	出水市緑町39番19号	鹿内共第1号						
高尾野内水面漁業協同組合	出水市高尾野町大久保4467番地	鹿内共第2号						
高松川漁業協同組合	阿久根市本町163番地	鹿内共第3号						
川内川漁業協同組合	薩摩郡さつま町西新町2番地15	鹿内共第4号						
川内市内水面漁業協同組合	薩摩川内市五代町8135番地							
川内川漁業協同組合	薩摩郡さつま町西新町2番地15	鹿内共第5号						
川内市内水面漁業協同組合	薩摩川内市五代町8135番地							
川内川上流漁業協同組合	伊佐市大口里258番地							
川内川上流漁業協同組合	伊佐市大口里258番地	鹿内共第6号						
川辺広瀬川漁業協同組合	南九州市川辺町平山3234番地	鹿内共第8号						
甲突川漁業協同組合	鹿児島市犬迫町110番地先	鹿内共第9号						
思川漁業協同組合	姶良市脇元447番地	鹿内共第10号						
別府川漁業協同組合	姶良市蒲生町北1993番地4	鹿内共第11号						
網掛川漁業協同組合	姶良市加治木町新生町4番地	鹿内共第12号						
日当山天降川漁業協同組合	霧島市隼人町西光寺745番地1	鹿内共第13号						

鹿児島県公報

松永漁業協同組合	霧島市隼人町松永3024番地6	
手篭川漁業協同組合	霧島市隼人町住吉2463番地	
天降川漁業協同組合	霧島市牧園町宿窪田4155番地	
検校川漁業協同組合	霧島市国分川内990番地	鹿内共第14号
安楽川漁業協同組合	志布志市志布志町安楽5773番地6号	鹿内共第15号
末吉町内水面漁業協同組合	曽於市末吉町二之方1980番地	鹿内共第16号

2 遊漁規則の内容

遊漁規則の内容を記載した書類を鹿児島県商工労働水産部水産振興課及び関係漁業協同組合に備え置いて、縦覧に供する。

3 遊漁規則の施行の日 平成25年9月1日

鹿児島県告示第981号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、末吉町高松土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成25年9月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 就任した役員の氏名及び住所

理事 生田 信昭 曽於市末吉町諏訪方6405番地3

(任期 平成25年3月29日から平成27年3月31日まで)

2 退任した役員の氏名及び住所

理事 福元 久志 曽於市末吉町諏訪方6390番地2

鹿児島県告示第982号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、 志布志市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年9月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量(地籍図根点設置)
- 2 作業の期間 平成25年8月27日から平成26年1月23日まで
- 3 作業の地域 志布志市松山町泰野地内

鹿児島県告示第983号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、 姶良・伊佐地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年9月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量(確定測量)
- 2 作業の期間 平成25年8月30日から平成26年3月14日まで
- 3 作業の地域 霧島市福山町佳例川地内

鹿児島県告示第984号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により, 姶良・伊佐地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年9月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量(確定測量)
- 2 作業の期間 平成25年8月30日から平成26年3月25日まで
- 3 作業の地域 霧島市溝辺町竹子地内

鹿児島県告示第985号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により, 鹿児島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年9月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量(宇宿中間地区土地区画整理事業 出来形確認測量)
- 2 作業の期間 平成25年9月12日から平成26年3月17日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市広木二丁目及び広木三丁目の各地内

鹿児島県告示第986号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお,区域を表示した図面は,平成25年9月13日から2週間,鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年9月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の	路	線	名	変	更	Ø	区	間	変更前後	敷地の幅員	敷地の延長
種類	岭	形化	泊	发	丈	V)		問	別の別	(メートル)	(メートル)
県道	名瀬	瀬戸	内線	大島郡	瀬戸	内町	大字	油井字	前	39.6~43.4	30.0
				池金久	149章	昏 1 均	也先为	ら138	後	40.0~53.6	30.0
				番1地	先ま	で					

鹿児島県告示第987号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成25年9月13日から2週間、鹿児島県土木部 道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年9月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路			供用開始
の	路線名	供用開始の区間	の期日
種類			ソ 朔 ロ
県道	名瀬瀬戸内線	大島郡瀬戸内町大字油井字池金久149番1地先から	平成25年
		138番1地先まで	9月13日

鹿児島県告示第988号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成25年9月13日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年9月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路	線	名	変	更	の	区	間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	脇本荘	主線		阿久根番1地				•	前	4.5~14.0	289. 6
				シヤコ 阿久根					前	11.0~27.4	316.3

_				
	番1地先から同市脇本字ヒ			
	シヤコ13356番1地先まで			
	阿久根市脇本字上荒田2490	後	4.5~14.0	289. 6
	番1地先から同市脇本字ヒ			
	シヤコ13349番3地先まで			
	阿久根市脇本字上荒田2490	後	11.5~27.4	316. 3
	番1地先から同市脇本字ヒ			
	シヤコ13356番1地先まで			

鹿児島県告示第989号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により,次のとおり道路の供用を開始する。

なお,供用の開始の区間を表示した図面は,平成25年9月13日から2週間,鹿児島県土木部 道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年9月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路			供用開始
の	路線名	供用開始の区間	の期日
種類			り 朔 日
県道	脇本荘線	阿久根市脇本字上荒田2490番1地先から同市脇本字	平成25年
		ヒシヤコ13357番1地先まで	9月13日

鹿児島県告示第990号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により,次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成25年9月13日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年9月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路線名	変更の区間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	指宿鹿児島イ	南九州市頴娃町上別府字上	前	16.8~29.4	298. 3
	ンター線	松渡瀬3660番1地先から同	後	16.8~53.2	298. 3
		市頴娃町上別府字中原3686			
		番1地先まで			
	名瀬瀬戸内線	奄美市名瀬永田町10番7地	前	11.0~28.5	103. 2
		先から同市名瀬末広町14番	後	20.8~30.0	103. 2
		20地先まで			

鹿児島県告示第991号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成25年9月13日から2週間、鹿児島県土木部 道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年9月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の 期 日
---------	-----	---------	-----------

鹿児島県公報

県道	指宿鹿児島イン	南九州市頴娃町上別府字上松渡瀬3660番3地先から	平成25年
	ター線	同市頴娃町上別府字樋渡田3672番1地先まで	9月13日
	名瀬瀬戸内線	奄美市名瀬永田町10番7地先から同市名瀬永田町7	平成25年
		番9地先まで	9月13日

鹿児島県告示第992号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお,当該都市計画の案について,関係市町村の住民及び利害関係人は,縦覧期間満了の日までに,鹿児島県に意見書を提出することができる。

平成25年9月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 志布志都市計画臨港地区
 - (2) 名称 志布志港臨港地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

志布志市大字志布志町志布志字若浜の一部

追加する部分

志布志市大字志布志町安楽字汐掛の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課及び大隅地域振興局建設部河川港湾課志布志市駐在並びに志布 志市建設課

4 縦覧期間及び時間

平成25年9月13日から同月27日までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

北薩地域振興局告示第17号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成25年9月13日

北薩地域振興局長 萩 亮

	事業	美 所			障害福祉		
	tr #he	=r +- ub	to the	主たる事務所の	代表者の氏	指定年月	サービス
	名 称	所 在 地	名 称	所在地	名	Ħ	の種類
	グループホーム	阿久根市折口	社会福祉法人青	阿久根市赤瀬川	折橋 嘻典	平成25年	短期入所
	ふたば	1678番地14	陵会	887番地 1		9月1日	
Į							

公

平成25年度林業種苗生產事業者講習会開催公告

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第11条第1項の規定により、平成25年度林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成25年9月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 開催日時

平成25年11月14日(木)午前10時から午後5時まで

2 開催場所

鹿児島県庁(行政庁舎13階)会議室13-環-1(鹿児島市鴨池新町10番1号)

3 講習事項及び講習時間

講	習	事	項	講	習	時	間
種苗に関する法令				2時間			
種苗の産地及び系統に関	引する事	項		2時間			
種苗の生産技術に関する	る事項			2時間			

4 受講資格

制限はない。

5 講習手数料

14,000円

- 6 受講手続
 - (1) 提出書類等

ア 受講申込書

イ 写真(受講申込み前6月以内に撮影した縦3.6センチメートル,横2.4センチメートル の脱帽正面上半身像のもの)

ウ 講習手数料(14,000円分の鹿児島県収入証紙を受講申込書の所定の欄に貼り付けて提 出すること。)

なお、提出書類等を受理した後は、受講手数料は返還しない。

(2) 提出書類等の提出先

各地域振興局農林水産部林務水産課、熊毛支庁農林水産部林務水産課、熊毛支庁屋久島 事務所農林普及課又は大島支庁農林水産部林務水産課(県外に居住する者にあっては、鹿 児島県環境林務部森林経営課(鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577))

7 提出書類等の受付期間

平成25年9月20日(金)から同年10月18日(金)までのそれぞれの日(県の休日を除 く。) の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送の場合は、平成25年10月18日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受講申込書の用紙の交付

受講申込書の用紙は、鹿児島県環境林務部森林経営課、各地域振興局農林水産部林務水産 課、熊毛支庁農林水産部林務水産課、熊毛支庁屋久島事務所農林普及課又は大島支庁農林水 産部林務水産課において交付する。

なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、80円分の切手を 貼った返信用封筒を同封すること。

9 その他

講習会に関する照会は、鹿児島県環境林務部森林経営課(電話099-286-2111内線3360), 各地域振興局農林水産部林務水産課,熊毛支庁農林水産部林務水産課,熊毛支庁屋久島事務 所農林普及課又は大島支庁農林水産部林務水産課に対して行うこと。

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成25年9月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 落札に係る物品等の名称及び数量

ホールボディカウンタ等搭載車 1台

特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

3 落札者を決定した日

平成25年7月4日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社千代田テクノル福岡営業所

福岡市博多区祇園町1番28号

5 落札金額

135, 450, 000円

- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入机
- 7 一般競争入札の公告を行った日

平成25年5月24日

.....

一般競争入札公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、物品等の借入について、 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行う。

平成25年9月13日

かごしま県民交流センター副館長 上加世田純一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入をする物品等の名称及び数量 蓄電池装置の賃貸借 一式
 - (2) 借入をする物品等の特質等 入札説明書による。
 - (3) 納入期限 平成26年1月25日
 - (4) 納入場所 入札説明書による。
 - (5) 借入期間

平成26年2月1日から平成33年3月31日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年 度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該 契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱(平成14年鹿児島県告示第1481号)に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。 なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
 - ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第 2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する 暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人
 - エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
 - オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加 える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金 銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は 積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
 - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は 個人
 - ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれ らを利用している法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

- (4) 鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱(平成8年告示第1402号)に基づく知事の入札 参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (5) 納入しようとする物品の機能等証明書を平成25年9月30日午後5時15分までに3の(2)の 場所に提出し、当該物品を納入することができることを証明した者であること。

なお、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければな らない。

- 3 入札の方法等
 - (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額 を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるも のとする。)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税 に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年10月16日午前10時

イ 場所 かごしま県民交流センター東棟4階パソコン研修室第1

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は,入札説明書 による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

- (ア) 交付場所 かごしま県民交流センター県民交流課 鹿児島市山下町14番50号
- (イ) 交付期限 平成25年9月30日午後5時15分
- 4 契約条項を示す場所及び期限 3の(3)のイに同じ。
- 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説 明書に定める期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証 金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、 当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。 なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金 免除する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書(代理人として提出する入札書を含む。)による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又 は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入 札
- (6) 民法 (明治29年法律第89号) 第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認 めた場合の入札
- (7) 送付、電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをし たものを落札者とする。

- 8 最低制限価格 設定しない。
- 9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しな ければならない。

10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先 かごしま県民交流センター県民交流課 鹿児島市山下町14番50号 郵便番号 892-0816 電話番号 099-221-6602 ファックス番号 099-221-6640

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第36号

地方自治法(昭和22年法律第67号)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31 年法律第162号)の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有す る者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、平成25年7月12日鹿児島県選挙管理委員会告示第27号(直接請求の連署に必要な有権 者の数)は、廃止する。

平成25年9月13日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

左欄	右欄	
地方自治法第74条第1項に基づく条例(地方税の賦		27, 725
課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関		
するものを除く。)の制定又は改廃の請求の連署に		
要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数		
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に		
関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者		
の総数の50分の1の数		
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求		273, 279
の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超		
える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1		
を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と		
を合算して得た数		
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職	鹿児島市・鹿児島郡区	148, 501
の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有	鹿屋市・垂水市区	32, 805
する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超	枕崎市区	6, 491
え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に	阿久根市・出水郡区	9, 478
6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて	出水市区	14, 934
得た数とを合算して得た数,その総数が80万を超え	指宿市区	12, 232
る場合にあってはその80万を超える数に8分の1を	西之表市・熊毛郡区	12, 371
乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40	薩摩川内市区	26, 706
万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)	日置市区	13, 825
	曽於市区	11, 214
	霧島市・姶良郡区	36,810
	いちき串木野市区	8, 387
	南さつま市区	10, 454
	志布志市・曽於郡区	13, 169

	奄美市区	13, 956
	南九州市区	10,800
	伊佐市区	8, 167
	姶良市区	20, 449
	薩摩郡区	6,601
	肝属郡区	11,718
	大島郡区	17,847
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求		273, 279
の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超		,
える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1		
を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と		
を合算して得た数		
地方自治法第86条第1項に基づく副知事,選挙管理	†	
委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求		
の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超		
える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1		
を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と		
を合算して得た数	_	
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第		
1項に基づく教育委員会の委員の解職の請求の連署		
に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数		
に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じ		
て得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算		
して得た数		

人事委員会規則

委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年9月13日

鹿児島県人事委員会委員長 平田浩和

鹿児島県人事委員会規則第3号

委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年鹿児島県人事委員会規則第 7号)の一部を次のように改正する。

別表指宿市の部本庁の款市長部局の項中「参与 総務部参事(人事管理担当)」を「参与」に、「人事係長 職員厚生係長」を「人事係長」に改め、同部出先機関の款教育委員会事務局支所の項を削り、同表垂水市の部本庁の款市長部局の項中「課長」を「課長 総務課長補佐(人事管理担当に限る。)」に改め、同表姶良市の部を削り、同表さつま町の部本庁の款町長部局の項中「危機管理監 建築技術調整監 工事検査監 災害復興調整監」を「危機管理監 工事検査監」に改め、同表大崎町の部本庁の款町長部局の項中「人事電算係長」を「人事係長」に改め、同表肝付町の部本庁の款町長部局の項中「課長 総務課長補佐」を「課長 農業公社設立準備室長 総務課長補佐」に改め、同表屋久島町の部出先機関の款給食センターの項の次に次のように加える。

フェリー太陽 船長

附則

この規則は,公布の日から施行する。

収用委員会告示

鹿児島県収用委員会告示第9号

土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第5条第2項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

平成25年9月13日

鹿児島県収用委員会

1 送達すべき書類の名称

平成25年8月27日付け平成25年度鹿収第4号の「一般国道3号改築工事(南九州西回り自動車道「川内隈之城道路」新設工事・鹿児島県薩摩川内市小倉町字深谷地内から同市都町字中山地内まで)並びにこれに伴う市道、普通河川及び農業用道路付替工事」の収用事件に係る裁決書

2 送達を受けるべき者の住所及び氏名

住所 不明

氏名 幾野政夫

3 送達すべき書類の保管等

鹿児島県収用委員会事務局(鹿児島県土木部監理課用地対策室内)に保管しており,2に 掲げる者にいつでも交付する。

なお、1に掲げる書類を受領しないときは、平成25年10月4日をもって通知があったもの とみなされる。